

令和 8 年 6 月定例会 教 育 長 報 告

行 事 表	
5 月 2 9 日(金)	秋田県都市教育長協議会総会（秋田市役所）
〃	秋田県市町村教育委員会連合会定期総会（秋田市役所）
5 月 3 1 日(日)	第 4 3 回のしろ子どもまつり（能代山本広域交流センター）
6 月 9 日(火)	市議会定例会（～ 2 9 日 本庁舎 議場）
6 月 2 0 日(土)	第 6 9 回秋田県スポーツ推進委員研究大会 開会式・表彰式等 (三種町琴丘総合体育館)
6 月 2 2 日(月)	令和 8 年度第 1 回能代市社会教育委員の会議（能代市中央公民館）
〃	令和 8 年度第 1 回文化会館運営協議会（能代市中央公民館）
〃	令和 8 年度第 1 回公民館運営審議会（能代市中央公民館）
6 月 3 0 日(火)	教育委員会定例会（本庁舎 会議室 9 ・ 1 0）
7 月 8 日(水)	山本地域振興局等と能代市との意見交換会、懇親会（魚松）
7 月 1 7 日(金)	令和 8 年度東北六県市町村教育委員会連合会 教育委員・教育長研修会 (岩手県盛岡市)
7 月 1 8 日(土)	教師ミニミニ体験開校式（本庁舎 会議室 9 ・ 1 0）
7 月 2 2 日(水)	銀河連邦子ども留学交流子ども大使任命書交付式（能代市中央公民館）
7 月 2 3 日(木)	令和 8 年度第 1 回能代市立図書館協議会（能代図書館）
〃	教育委員会定例会（本庁舎 会議室 9 ・ 1 0）

議案第 32 号

能代市立図書館協議会委員の任命について

能代市立図書館条例（平成 18 年能代市条例第 78 号）第 6 条第 2 項の規定により、能代市立図書館協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和 8 年 6 月 30 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

能代市立図書館協議会委員の任期が令和 8 年 7 月 6 日で満了することから、新たに任命しようとするものである。

能代市立図書館協議会委員名簿

任 期 令和 8 年 7 月 7 日から

令和 1 0 年 7 月 6 日まで

氏 名	所 属 等	備 考
矢田部 瑞 穂	能代市校長会	新 任
藤 原 孝 一	能代地区高校校長会	新 任
田 中 麻 友	東雲中学校司書教諭	新 任
工 藤 ツサ子	能代市社会教育委員	新 任
田 中 修 平	能代市山本郡 P T A 連合会	新 任
齊 藤 いほ子	二ツ井町商工会女性部	新 任
山 崎 陽 子	能代地区少年保護育成委員会	再 任
楠 清 孝	能代市子ども会育成連合会	再 任
宮 腰 富紀子	家庭教育活動者	再 任
永 井 幹 子	家庭教育活動者	再 任
菊 池 一二三	学識経験者	再 任

議案第 33 号

能代市認定地域クラブ活動参加費等支援実施要綱の制定について

能代市認定地域クラブ活動参加費等支援実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市認定地域クラブ活動参加費等支援実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭の経済状況によって生徒のスポーツ及び文化活動への参加機会に差が生じないようにするため、認定地域クラブ活動（能代市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和 8 年能代市教育委員会告示第 7 号）の規定による認定を受けた地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に参加する経済的困窮世帯の生徒の保護者に対して実施する認定地域クラブ活動参加費等支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第 2 条 支援を受給できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 能代市立中学校の生徒の保護者であること。
- (3) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 所属する者の全員が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税均等割が課されていない者である世帯に属していること。

イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者であって、同法第 13 条に規定する教育扶助を受けているものをいう。以下同じ。）であること。

ウ 準要保護者（能代市就学援助支給要綱（平成 20 年能代市教育委員会告示第 6 号）の規定に基づき、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から要保護者に準ずる程度に困窮しているとの認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること。

(支援費目及び支給額)

第 3 条 支援の費目は、次の各号に掲げるものとし、その支給額は、それぞれ当該各

号に定める額とする。

(1) 認定地域クラブ活動への参加費 当該参加費の額。ただし、支給年度において36,000円を上限とする。

(2) 認定地域クラブ活動に係る保険料 800円

(申請)

第4条 支援の支給を受けようとする者（要保護者及び準要保護者を除く。）は、支援の支給年度ごとに、能代市認定地域クラブ活動参加費等支援申請書（別記様式）に必要事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支援の受給資格の認定を行うとともに、その結果を申請者に対して通知する。

2 教育委員会は、要保護者又は準要保護者に係る生徒が認定地域クラブ活動に参加していることを把握したときは、当該要保護者又は準要保護者について、支援の受給資格の認定を行うものとする。

3 前2項の認定を行う日は、次の各号に掲げる受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 前条の申請をした者 原則として申請書を受理した月の初日

(2) 要保護者 支給年度の4月1日（同日に受給資格を有していない場合は、生活保護法の規定による保護の決定があった日が属する月の初日）

(3) 準要保護者 支給年度の4月1日（同日に受給資格を有していない場合は、能代市就学援助支給要綱の規定による就学援助の受給資格の認定の日）

(支給方法等)

第6条 支援は、受給者の指定した金融機関の預金口座に、直接口座振替により支給するものとする。

2 支給の時期は、9月及び3月とする。

3 各時期の支給額について、9月にあつては4月から9月までの参加費及び保険料に係る支援の額、3月にあつては10月から翌年3月までの参加費に係る支援の額とする。ただし、当該参加費に係る支援の額を支給することにより、支給年度における参加費に係る支援の合計額が第3条第1号ただし書に定める上限額を超えることとなるときは、当該上限額の範囲内となるよう支給額を調整するものとする。

(状況変更等の届出)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(1) 受給者の住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 生活保護法に基づく保護の開始又は廃止があったとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、能代市認定地域クラブ活動参加費等支援申請書の記載内容に変更があったとき。

(目的外使用禁止)

第8条 受給者は、支援をその受給目的以外に使用してはならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定に違反したとき、受給者が第2条に規定する受給要件に該当しなくなったとき、その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したとき、及び受給者に係る生徒の長期欠席、認定地域クラブ活動不参加等により支援を使用しなかったときは、既に支給した支援の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(令和8年度における受給資格の認定日の特例)

- 2 第5条第3項第1号の規定にかかわらず、第4条の申請をした者について、令和8年7月に第5条第1項の規定による受給資格の認定を行う場合の認定日は、同年4月1日とする。

別記様式（第4条関係）

年度 能代認定地域クラブ活動参加費等支援申請書

※世帯で1部提出してください 年 月 日現在（申請日）

保 護 者 (申請者) 氏 名	(ふりがな)	電 話 番 号	— —							
	※署名または記名押印してください。									
現 住 所	〒 能代市									
世 帯 の 状 況 （お子様を含め、世帯が同一の方全員分を記入してください。 続 柄 は、世 帯 主 か ら の を 記 入）	(ふりがな) 氏 名	続柄	性別	生年月日	年 齢 4.1現在	勤務先または学校名	学年	身障手帳等	ID ※記入しない	
		世帯主		. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
				. .				有・無		
	申 請 の 理 由	1. 世帯総所得金額等が、認定基準額に満たないと思われるため 2. 主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、罹災など特別な事情があるため 3. その他（								

- ※申請書は、表面・裏面の黒枠のなかを、ボールペン等消えないものですべて記入してください。
- ①世帯員全員の 年分の所得を証明する書類（確定申告書・源泉徴収票等）の写し
 - ② 年1月1日現在に他市町村にお住まいだった場合は、 年度（ 年分）所得証明書
 - ③ 身障手帳等（身体障害者手帳・障害基礎年金証書・養育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し
 - ④ 振込先が確認できる通帳等の写し

☐ 能代認定地域クラブ活動参加費等支援の受給資格審査にあたり、能代市教育委員会が市の保有する税情報（所得情報）を確認することに同意します。

認定された場合の支援事業費の振込口座

- ※注意 ①保護者（申請者）名義の口座を記入してください。
②振込口座の番号や口座名義等が確認できる通帳の写しを添付してください。

金 融 機 関 名 (ゆうちょ銀行可)	銀行 組合 金庫									
支 店 名 (ゆうちょ銀行の場合 店番号を記載してくだ さい)	支店									
口 座 種 別 (〇で囲んでください)	普 通 ・ 当 座									
店 番 号				口座番号						
口座名義(漢字)										
口座名義(カナ)										

提案理由

家庭の経済状況によって生徒のスポーツ及び文化活動への参加機会に差が生じないようにするため、認定地域クラブ活動に参加する経済的困窮世帯の生徒の保護者に対して実施する認定地域クラブ活動参加費等支援に関し、必要な事項を定めようとするものである。